

岩美町特定教育・保育施設等の利用者負担月額

(単位：円)

階層区分			保育料（月額）			
			区分	3歳児未満の子ども		
				保育標準時間認定	保育短時間認定	
A	生活保護世帯等		第1子・第2子以降	0	0	
B1	市町村民税 非課税世帯	ひとり親世帯等	第1子・第2子以降	0	0	
B2		ひとり親世帯等以外の 世帯	第1子	0	0	
				第2子以降	0	0
C1	市町村民税 所得割課税額 48,600円未満	ひとり親世帯等	第1子	5,000	4,900	
				第2子以降	0	0
C2		ひとり親世帯等以外の 世帯	第1子	11,000	10,810	
				第2子以降	0	0
D1-1	市町村民税 所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満	ひとり親世帯等	第1子	5,000	4,900	
				第2子以降	0	0
D1-2		ひとり親世帯等以外の 世帯	第1子	17,000	16,710	
				第2子以降	0	0
D2-1	市町村民税 所得割課税額 57,700円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	第1子	5,000	4,900	
				第2子	0	0
				第3子以降	0	0
D2-2		ひとり親世帯等以外の 世帯	第1子	17,000	16,710	
			第2子	8,500	8,350	
			第3子以降	0	0	
D3	市町村民税 所得割課税額 77,101円以上 97,000円未満		第1子	22,000	21,620	
			第2子	11,000	10,810	
			第3子以降	0	0	
D4	市町村民税 所得割課税額 97,000円以上 133,000円未満		第1子	26,000	25,550	
			第2子	13,000	12,770	
			第3子以降	0	0	
D5	市町村民税 所得割課税額 133,000円以上 169,000円未満		第1子	30,000	29,490	
			第2子	15,000	14,740	
			第3子以降	0	0	
D6	市町村民税 所得割課税額 169,000円以上 235,000円未満		第1子	34,000	33,420	
			第2子	17,000	16,710	
			第3子以降	0	0	
D7	市町村民税 所得割課税額 235,000円以上 301,000円未満		第1子	39,000	38,330	
			第2子	19,500	19,160	
			第3子以降	0	0	
D8	市町村民税 所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満		第1子	41,000	40,300	
			第2子	20,500	20,150	
			第3子以降	0	0	
D9	市町村民税 所得割課税額 397,000円以上		第1子	43,000	42,260	
			第2子	21,500	21,130	
			第3子以降	0	0	

※1 この表において、保育料（月額）の区分は生計が同一のお子さまを年長順に数えたものです。また、階層区分の認定は教育・保育利用した月の属する年度（当該月が4月～8月の場合は前年度）の保護者の市町村民税所得割額の合算額です。

（ただし、保護者以外の者が家計の主宰者である場合は、その者の市町村民税の額も合算）

※2 同一世帯で同時に保育所等を利用されるお子さまが2人以上いる場合、最年長のお子さまから順に数えて2番目のお子さまの保育料は、上記の表の半額となります。